

児童扶養手当現況届、 特別児童扶養手当所得状況届 について

児童扶養手当を受けている方は、所得および児童の養育状況を確認するため、毎年8月中に「現況届」の提出が必要です。

「現況届」は、平成23年度（平成23年8月から平成24年7月まで）に引き続き手当の受給ができるかを決定する大事なものですので、必ず提出してください。役場住民課から「現況届についてのお知らせ」を7月下旬頃にご自宅へ送付いたしましたので、お知らせが届きしだい、必要書類をご確認のうえご来庁ください。

また、特別児童扶養手当を受けている方も、所得および児童の養育状況を確認するため「所得状況届」の提出が必要となります。



▼提出期間

○現況届

平成23年8月1日（月）～平成23年8月31日（水）まで

○所得状況届

平成23年8月11日（木）～平成23年9月9日（金）

▼受付場所

役場住民課生活保育グループ

児童扶養手当と障害年金の子 の加算について

配偶者が障害基礎年金を受給しており、18歳の年度末まで（障害のある児童は20歳未満）のお子様を扶養している方へ

国民年金法が改正され、障害基礎年金の子の加算の見直しが行われました。それに伴い、児童扶養手当の取り扱いが見直されます。

児童扶養手当は、お子様が配偶者の障害基礎年金の子の加算の対象である場合、今まで支給されませんでした。平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合において、年金受給権者とお子様の間には計維持関係が無いものとして取り扱い、子の加算の対象としません。

により児童扶養手当を受給することが可能となります。

児童扶養手当と障害年金の子の加算の間で受給変更ができる場合とは、配偶者が児童扶養手当法施行令で定める障害（国民年金または厚生年金保険法で1級に相当）の状態です。この状態に相当する方は、児童扶養手当と、配偶者の障害年金の子の加算で受給変更が可能となります。

児童扶養手当の申請について

平成23年4月分以降の児童扶養手当を受給するためには、平成23年8月31日までに認定請求が必要です。特別な事情により申請が困難な場合についてはこの限りではありません。

◇お問い合わせ先

住民課生活保育グループ

（電話 34-2121 内線 412）



りんどう交流館（旧土地改良区施設）の開設について

長い間、町民の皆さんにご利用いただきました「社会福祉センター」が、7月末をもって閉館となりました。

この施設の機能を引き継ぐ施設として旧土地改良区事務所を改修し、「りんどう交流館」として8月1日（月）にオープンしました。

町民の皆様には、社会福祉センター同様、地域や団体等の活動・交流の場としてご使用ください。

この施設の利用を希望される場合は、町民センターなどの社会教育・社会体育施設と同じ方法により、申請の手続きをお願いいたします。

なお、使用にあたっては有料となります。



▲りんどう交流館。興振農業センターの隣にあります。

◇お問い合わせ先

教育課社会教育グループ

（電話 34-2121 内線 423・424）